

【ドイツ】 賭博に関する州際協定

海外立法情報課・渡辺 富久子

* 2008 年 1 月 1 日から施行されている賭博に関する州際協定(以下「賭博州際協定」)が 2011 年に改正され、2012 年 7 月 1 日から施行されている。

1 賭博の規制に関する法律

ドイツの賭博の規制に関する法体系の概略は次のとおりである。賭博は公共の安全及び秩序に関する事項として、その立法権限は州にある。16 州は、賭博州際協定 (Glücksspielstaatsvertrag) を締結し、各州がその実施法を制定している。賭博州際協定の適用対象は、主に富くじ (Lotterien) とスポーツ賭博 (Sportwetten、競馬を除く) であり、これらは基本的に州の独占事業である。賭博州際協定は、カジノ (Spielbank)、ゲームセンター (Spielhalle)、競馬 (Pferdewetten) に関しても規定している。同協定は、射幸心の抑制、賭博業の規制、未成年者の保護などを目的とし、賭博の機会を適切に与え、人々の欲求を合法的な方向へ導くものである。

連邦法の中にも賭博の規制に関する法律が存在する。一つは経済法に分類される営業法 (Gewerbeordnung) であり、業として賭博ゲーム機を設置する者 (レストランや旅館等) に対する許可制度を定めており (営業法第 33c 条以下)、賭博州際協定の対象は営業法の対象外とされている (営業法第 33h 条)。もう一つは、1922 年に制定され、現在まで効力を有している競馬・富くじ法である。同法は、競馬競技場及び胴元 (民間賭博業者) の許可及び税金並びに富くじ税及びスポーツ賭博税を定めている。

2 賭博州際協定

賭博州際協定は、ヘッセン州で外国 (壘・英) の許可を持って賭博を営業していた者がヘッセン州により営業を禁じられたことをめぐる 2010 年 9 月の欧州司法裁判所の判決 (C-316/07) 等を受けて、2011 年に改正された。

欧州司法裁判所の判決によれば、次のとおり。EU の掲げる基本的自由 (商品、人、サービス及び資本の移動の自由) の原則に加盟国が制約を設ける場合には、公益上の理由が必要である。この場合、具体的には、射幸心の抑制という賭博州際協定の目的を達成するために、州の独占という手段が適切であり、かつ、これがドイツの中で一貫した方法で行われていれば州による規制が認められる。賭博州際協定は賭博業の州による独占を定め、厳しい規制を課しているのに対し、営業法が適用される賭博ゲーム機の規制は緩い。賭博ゲーム機を設置する者は、賭博ゲーム機の数を増やし、人々の射幸心を煽ることにより、営業収入を増やしている。また、これにより、賭博ゲームの依存症となっている者も増えている。これは、賭博州際協定で賭博業を規制する目的と矛盾し、政策に一貫性がない。また、従来インターネット上における賭博の開

帳は禁じられているが、現実には、インターネット上において違法な賭博が頻繁に行われていた。これについて、欧州司法裁判所は、インターネット上での賭博の開帳を禁ずることは、EUの法令に違反しないとした。

賭博州際協定は、この判決を考慮して改正された。しかし、インターネット上での賭博の開帳については、すべてを禁止することは現実的でなく、ある程度認めることにより、適切な管理をする方が有効だとの州の判断から、インターネット上での開帳は、一部解禁された。以下に主要な改正点を紹介する。

・富くじ

富くじで、特に射幸心を煽るものは、州の独占事業である。インターネット上の発売は2006年に連邦憲法裁判所により禁止されたが、未成年者のアクセス防止、一月当たりの賭金の限度額1,000ユーロ等の要件を満たせば、許可されることになった。

・スポーツ賭博

従来、州の独占事業であるが、違法にスポーツ賭博を主催する者が増えていたこともあり、信頼性、経済力、透明性等の要件を満たす民間事業者にも営業免許（Konzession）を行うことになった。ただし、これは試験的に7年間に限定して付与されるもので、付与する営業免許の総数も20に限られる。また、インターネット上でのスポーツ賭博の開帳も一定の要件を満たせば、許可されることになった。

・競馬

賭博州際協定の改正と並んで競馬・富くじ法が改正され、州は、競馬の主催等について定めることができるとされた。この結果、賭博州際協定に競馬に関する規定が置かれ、インターネット上での競馬の主催は、一定の要件を満たせば許可されることになった。

・カジノ

カジノについては、各州でカジノ法も制定されており、カジノは州の独占事業である。賭博州際協定の改正により、州は、カジノの上限数を定めなければならないとされた。インターネット上でのカジノの開帳は、禁じられている。

・ゲームセンター

ゲームセンターにおいて賭博ゲームの依存症に陥る者が、近年増えている。ゲームセンターに関する立法権限は従来連邦にあり、ゲームセンターは従来営業法により規制されてきた。2006年の連邦制改革により州の立法権限となり、今回の改正で、賭博州際協定にもゲームセンターに関する規定が設けられた。州は、ゲームセンター同士の距離制限を設けなければならないが、自治体ごとの許可数の上限を定めることができるとされた。インターネット上でのゲームセンターの開帳は、禁じられている。

参考文献

- ・Erster Staatsvertrag zur Änderung des Staatsvertrages zum Glücksspielwesen in Deutschland
- ・Gesetz zur Besteuerung von Sportwetten vom 29. Juni 2012 (BGBl. I S.1424).